

ID: 238

担当部署: 都市整備課

処分の概要	設計変更の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	平成24年規則第22号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (設計変更)</p> <p>第5条 条例及びこの規則の規定により許可を受けた建築物の設計を変更しようとするときは、速やかにその旨を報告し、改めて許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の報告を受けたときは、当該許可を取り消すものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日